

# 豊田市

耕されている農地を、耕せるうちに、  
耕せる人につないでいく

# 農業委員会だより 第21号

令和4年11月1日発行



## 豊田市の農地をどう未来に伝えるか？ 農業委員が意見書提出のための現地調査

ここは、稲武地区大野瀬町上貝戸です。標高も高く水田から周囲の山並みが展望できます。この美田を守るべく大野瀬町の皆さんは農地環境整備事業による農業用水・排水路整備と区画整理事業に取組まれています。豊田市の農地を守っていく貴重な活動の一端がここにあります。

現在、豊田市の中山間地域においては、担い手不足や高齢化、老朽化する水利施設・狭小農地による不利な生産条件により年々農業離れが進んでいます。また、平野部においても、優良農地をどう守って行くか、農地の効率的利用を図る集積と集約化には多くの課題が山積しています。豊田市農業委員会では豊田市の農地をどう守るかをテーマに協議を行い、豊田市に対する意見書提出を行いました。今回はその特集を組みました。

豊田市長に  
意見書提出

## 豊田市の農地をどう未来に伝えるか

農業委員会等に関する法律第38条に基づく豊田市農業委員会の意見の提出

### 中山間部

今維持されていける農地を  
どう守るかが課題

■ 人口の減少・都会への流出、高齢化による担い手不足と後継者不足、遊休農地の増大、農業用排水路設備の老朽化、鳥獣被害の増大、交通不便等々、中山間地域の課題を挙げればキリがありません。中山間地域問題が目に見える形で現れるのが耕作放棄された遊休農地です。農業委員会では毎年農地利用状況調査を行い、農地利用最適化推進委員・農業委員により遊休農地の解消を図っているところです。しかし、すでに手遅れで山林化した再生困難な農地が数多くあります。

■ 中山間地域の農地は維持のため多大なる労力が必要で、10年後も維持されるかは一番の課題です。荒れてからではなく、今ある農地を耕されているうちにどう守るかが一番の課題です。そのためには、どのような対策が有効かを検討しました。

### 平野部

市街地発展と農地保全の  
宿命的な葛藤

■ 住宅、産業用地の供給源は農地であることが大半で、農地転用は社会の発展に必要なこととされています。法律上農地転用は、農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することになっています。しかし、現実的には優良農地が周辺から虫食い状態で転用されたり、大規模な産業用地として利用されることを数多く目にします。宅地や産業のための市街地発展と、農業生産のため優良農地を維持したい立場は常に宿命的な葛藤を抱えています。

「特定保全農用地区域」と  
やさしく守るべき農地の提案

■ 令和2年度の豊田市農業振興地域整備計画の見直しで、特に優良で保全するべき必要があるとする「特定保全農用地区

## 農地条件の改善を図ること が一番の解決

中山間地域では担い手減少で特定の担い手に依存することになります。農地の集積や集約が進んだように見えますが、農地条件が悪いのでメリットは生まれません。遠隔地まで行くことになり逆効果もあります。農地条件の改善も10年前なら自分の田がよくなるならほ場整備をやるうという人も、今では高齢化による営農意欲の減退や、自口負担の問題もあり、容易ではありません。しかし、中山間地域農業継続には、担い手が担える範囲の農地の耕作条件の改善、効率化を図る対策が一番の解決策になります。

### 農地条件改善へ 計画的な予算措置を

中山間地域対策に関しては既に農業基盤整備、農村の生活環境整備、農業経営資金助成等、国県による多様な事業が存在します。地域及び担い手側でこうした施策への申請を行うことは基本ですが、豊田市においてこうした施策の総合的なコーディネート機能を高め、地域へ提案できるような対応を要望します。また、市単独で毎年一定額の予算措置を行い、中山間地域農地条件改善への姿勢を明示していただくことを要望します。



▲令和4年9月9日 太田稔彦市長に意見書提出。将来の農地利用のあり方について意見交換しました。

域」として、上郷・高岡地区での町々ヶ所、344haが新規設定されました。これは法的な規制力を伴うものではありませんが、優良農地を将来に伝えるための施策として一歩踏み出したものと言えます。

農業委員会としては、設定された区域以外にもまだまだ優良で保全すべき農地があると考えています。未来に伝えたい美田として、さらに守るべき農地の追加とその方法を提案していくかと検討をしました。

## 「農地の地域計画」で 守るべき農地を明確化

令和4年度の法改正で、農業委員会が将来の農地利用目標地図の素案作成を行ったことになりました。これは将来に向け地域毎に担い手が効率的に分担できる農地を見える化した地図にするものです。

最終的には豊田市が農用地の効率的かつ総合的利用を勘案して農地の地域計画として策定します。また、法改正で農業上の利用を重点に置き、農地転用のための農用地区域からの除外には、「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」の要件が追加されました。

目標地図案作成のための農業者・農業委員会・JA等関係機関の協議の場への支援と、農地の地域計画策定後は、豊田市として明確化された守るべき農地を尊重していただくことを要望します。

豊田市長に  
意見書提出



▲中山間部のほ場状況を確認。大野瀬町では自治区長から熱意あふれるほ場整備の説明を受けました。

**稲武地区大野瀬町の農地条件改善への意欲**

■ 大野瀬町の鈴木章五自治区長は、「長い話合いの中で集落全員が農地を整備することに賛成していただき、長者も、今やらぬいでどうすると激励してくれます。」と、話されます。現在の水田は丁寧に耕作されていますが、さらに耕作をしやすくするため、地元負担金もありますが、県の事業として農地環境整備事業をスタートさせました。困難はあっても、将来に美田を残すことが集落の維持になります、豊かで住みやすい故郷づくりになるとの考えがあつてこそできることです。

■ 農地整備で有望なものは、農家負担の無い農地中間管理機構関連事業ですが、申請に至るまでの過程、申請後の採択の

## 条件不利農地の改善

### ●中山間部で取組むべき最重要課題

ハードルが高くなっています。また、最も農地条件を改善したい状況にある中山間地域の担い手にとっては、集落が広範囲にわたるため、農地条件改善への協議や意思統一が困難な状況です。結果的に条件不利農地を抱え込み、経営の発展を図ることができません。

**中山間地域の担い手が持続して農業経営できる支援を**

■ 中山間地域の農業経営も法人経営へと変わりつつあり、農地条件の改善は必須となります。が、担い手自身による努力には限度があります。豊田市において農地改善に係る各種制度の活用を担い手に提案していくとともに、市として中山間地域への対応を毎年の予算措置で確保し、支援していただくことを要望します。

# 何を重点に考えるべきか

## 中山間部意見書検討部会

会長 横糸 鈴	部会長 伊藤政和
委員 水野省治	委員 中島匡代
委員 梅村貢司	委員 加知 満
委員 浅見富士男	委員 林 如実
委員 石川幸子	委員 近藤和人

## ●平野部で取組むべき最重要課題

### 優良農地を「農地の地域計画」で保全

#### 優良農地減少への危機感

#### 特定保全農用地区域への期待

では、法規制を超えてまで要望することは無理があると考えていました。

令和4年度の法改正（＊注）により、農業の将来のあり方、農用地の効率的かつ総合的な利用を、区域内の扱い手毎に目標地図を活用した地域計画を定めることがなりました。この地域計画の達成に支障を及ぼす場合は農用地除外を行うことができないようになりました。扱い手にとって農地の集積・集約化、農作業の効率化、その他農業上の効率的かつ総合的に重要な農地、すなわち「守るべき農地」が地域計画で示されることになります。

【平野部においては物流用地等への転用が増えており、農地の転用に歯止めが利かない状況が続いている。水田は、毎年30haほど無くなっています。転用により農地が分断され、営農しにくくなっています。水田経営は大きな影響を受けています。】という声が平野部の扱い手から多く聞かれます。令和2年度の農業振興地域整備計画の見直しで、こうした危機感を反映して守るべき農地として「特定保全農用地区域」が設定されました。優良農地保全への期待すべき第一歩ですが、規制力が無く、5年に1回の見直しでは迅速さに欠ける面があります。

#### 守るべき農地を 農地の地域計画で明示

#### 地域の話し合いと農地を守る 地域計画への支援と尊重



▲豊田、高橋、上郷、高岡地区の優良農地の現場を確認。また特定保全農用地区域の確認も行いました。

検討部会では守るべき農地の候補地を現地で調査しました。長年有機栽培を行ない農地の代替性が無い農地、整形で作業効率・交通・水利に優れる農地等々、担い手側からすれば、絶対死守したい優良農地が多く存在しました。しかし、今まで

【地域計画は扱い手の意向だけで決まるものではありません。地図の素案作成は農業委員会で行いますが、農地所有者、農業の扱い手、農協、土地改良区、農地中間管理機構等関係機関の協議を取りまとめて市が策定・公表することになります。地域の話し合いを通じて農地利用の方針性と見える化ができるようになります。目標地図素案作成と今後の運用について格別な支援を要望いたします。】

平野部意見書検討部会						
会長	横条 鈞	部会長	鈴木 喜一郎	委員	築山 正樹	委員
委員	西山 弥太郎	委員	為井 裕	委員	土方 和子	委員
委員	梅村 逸次	委員	伊藤 喜代司	委員	杉田 雅子	委員

\*注

- ・改正農業経営基盤強化促進法第19条
- ・改正農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第2号

# ソルガム栽培の普及で脱炭素社会へ



▲7月22日、豊田鉄工が共同研究している名古屋大学東郷農場を視察しました。3m程に伸びたソルガムに圧倒されます。栽培は水はけが良い農地が適しており、広い面積が必要です。なだらかな傾斜の丘陵地でも栽培できます。

## 植物纖維の部品活用で温暖化ガス削減に貢献を

■ 豊田鉄工技術開発本部の方と遊休農地活用について話合う機会がありました。「豊田鉄工では二酸化炭素を減らし、脱炭素社会へ会社としての貢献を目指すため、車の樹脂製品に混ぜるセルロースナノファイバーをソルガムから抽出する研究を名古屋大学と行っています。ついては、ソルガムを豊田市内の遊休農地を活用して栽培できないうだらうか?」が話の主旨。豊田鉄工ではソルガムの植物纖維を自社の樹脂製品に混入活用しながら、高エネルギー植物として液をバイオ発電に利用、さらに家畜飼料として利用する等、具体的な事業展開を企画される中での話し合いでした。

## 丘陵地帯にある農場は緑の牧草地帯

■ 7月、名古屋大学東郷農場を視察し、佐塚隆志教授の説明を聞くことができました。ゲノム育種改良した従来にないソルガムを、国内外の休耕地に栽培することで、二酸化炭素の削減や、バイオプラスチックなどの開発をし、循環型社会の構築を目指す研究とのことです。

広い農場は一面のソルガム畠でした。ソルガム栽培に適した農地は水はけが良い畠地で、水田からの転作でも乾田化が必要です。また、収穫には専用の大型機械を使用しますので大型トラックの乗入道路、ある程度の広さのある農地が適しています。

## ソルガムって何?

■ ソルガム、ソルゴーとも言います。身近な利用では、野菜畑の周囲に防風用に植えられている植物です。種類は沢山あります。実を目的とするものと茎・葉を利用するものに大別されます。岩手県などでは早くから牧畜の飼料用作物として転作水田に活用されていました。利用目的に応じた品種を作り出すことが重要で、現在はソルガムの持つ固有の特徴を活かすため遺伝子レベルでの品種改良が進められています。豊田鉄工では、自社製品にソルガムの成分を取り入れて品質向上を図る取組みを進めています。

## 企業と農地の関係は?

■ 農地を所有できる法人は農地法第2条で規定された農地所有適格法人だけです。一般的企業もこの要件を満たして農地取得申請をした時に農地所有適格法人になることができます。また、「企業の農業参入」と言われることがありますが、企業が農地を所有して農業経営を行う場合と、農地を借りて農業経営を行ったり、農産物の活用を行うことは区別して考える必要があります。植物工場のように農地を利用するだけでなく、農業生産は農地法の適用外です。ソルガム栽培は企業が農地を所有するわけではなく、単なる生産物の購入・活用と考えられます。しかし、企業が農地を解除条件付きで借りて、ソルガム栽培することも可能です。

が借りることになります。地代は地域の慣習に従います。担い手の栽培したソルガム

は、ロール梱包した状態で、豊田鉄工が買取と運搬をします。買取価格は協議の上、

飼料用作物に準じて設定します。なお、ソルガムの刈取りと梱包は専門業者に委託することができます。飼料用作物は国の補助金対象になりますが、ソルガムは対象外です。当面豊田鉄工で充当することになりますが、この面での開拓は今後の課題です。

■栽培候補農地は遊休農地の活用も考えられます。一方程度の面積、接道、水はけ等の条件が必要です。狭小・急傾斜・山林化等条件の悪い遊休農地は無理です。今は維持しているが将来は耕作できなくなる畠地や、今後周辺農地を合わせて一括で貸出できるような場所にある農地が最適です。



▲ソルガムの刈取りには大型機械を使用します。飼料用トウモロコシや飼料米の刈取りと同じで、円形に固めたソルガムをテープで自動的に密閉梱包します。大型機械が使用できる環境が必要です。

## ソルガム栽培の農地と試験栽培農家を募集します

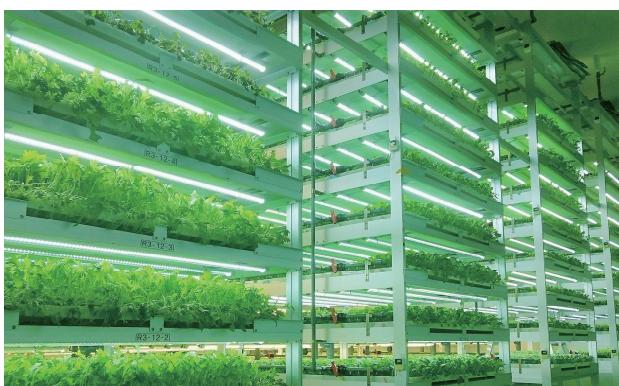
■ 豊田鉄工では令和5年度からソルガムの試験栽培を豊田市内で予定しています。当初は農業委員会で候補地を探します。今後の拡大のため、栽培用農地を提供していただける方、またソルガムを栽培してもらえる担い手の方を募集します。お近くの農地を利用最適化推進委員に連絡いたたくか、直接農業委員会事務局に問い合わせてください。農地は、ソルガムを作付けする担い手

## ソルガムを地域の地場産業に企業による循環型社会の展開

■ ソルガム栽培は当面10ha程度から始め、試験栽培結果を見て将来は100haを超える規模にまで拡大予定です。規模拡大がコスト削減となり、普及につながります。地域資源の活用拡大は、今後発生するであろう遊休農地解消の受け皿ともなるでしょう。

発電利用や家畜飼料利用と併せ、植物の繊維素材を工業製品に活用する実証試験・実用化を進めることは、地域資源による地域内のエネルギー循環型社会を目指すことになります。豊田市に農業を通じた新たな産業形態の創出が期待されます。

## 完全人工光型植物工場も経営



▲手前が成長したベビーリーフ。棚の奥から播種・発芽・成長の段階により移動させます。隣室へ運び、梱包して出荷します。

■もう一つ忘れてならないのは、豊田鉄工は植物工場を経営していることです。平成30年に会社の寮であった豊田市内の土地を活用して植物工場を開設しました。このころ既に植物工場は他にもありました。長年の自動車部品生産で培った品質、生産管理ノウハウを活かすることで、需要に即した注文による播種・生産・販売を行う方法に特徴を持たせました。ソルガム栽培とは異なり、自社による産業型農業として運営、商品となる野菜もベビーリーフという8種類の幼葉を生産販売することで経営の安定を図りました。また、地元農業者の野菜生産と競合しないような配慮もありました。

## 各地区で自主的な地区農業委員会を開催

■年4回が定期の地区農業委員会開催です。今年度から推進委員が会議の議長役を務め、推進委員主体の地区農業委員会として活動するようになりました。そのため、年4回では協議の場が少ないことから自主的に開催回数を増やして、積極的に地域毎の課題を協議する活動を展開しています。

## 農業委員会 全委員にタブレット配布

■国による農地利用最適化活動支援事業として64台のアンドロイドタブレットが配布されました。愛知県で全委員に配布されたのは豊田市のみです。農地利用最適化交付金活用による希望農業委員会が対象なので、積極的活用を目指す農業委員会として配布されました。通話機能はありませんが、GPSによる位置確認、現地調査の地図情報確認等、農地利用状況調査活動に活用ができます。メールを利用した事務連絡も効率化になります。

## 活動紹介

推進委員・農業委員



# 農業委員会会長 雜記

## ■意見書提出は農業委員会の方向性を示す

市長に意見書提出を行った。意見要望の羅列でなく、一つにしぼった考えを提示した。また、多くの皆さんに理解していただきたいため、行政的な文書でなく、読みやすい表現で農業委員会だよりに掲載することにした。市への意見もあるが、半面何が重要であるかを自覚し、農業委員会の取組む方向性を示したものと考えている。

## ■これからの農業委員会の最重要業務は、目標地図の素案作成となる

改正農業経営基盤強化促進法はこの5月に公布、来年の4月1日から施行予定となる。施行日から2年以内に目標地図を含めた農地利用の姿を示す農地の地域計画を、市町村は策定・公表しなければならない。そのための目標地図の素案作成は農業委員会の責務となった。農業委員会の仕事からスタートする。今から着手して、ギリギリのスケジュールとなる。農地を守ることは、農業委員会の働き如何となり、まさに試金石となる。幸い、全市一斉でなく将来の農地利用計画がまとまる地域から、段階的に行う見込みとなることであろう。

農業委員会会長 横堺 鈞 8月29日/記

**節税対策しながら  
年金積立！**

老後生活への備えは十分ですか？

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象！

運用益は非課税！  
そのままで生涯を通じて様々な税制面での優遇措置がある！

農業經營の状況に応じて保険料を増額し、節税額をアップ！

**農業者年金紹介コーナー**

ポイント1 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象！

ポイント2 運用益は非課税！  
そのままで生涯を通じて様々な税制面での優遇措置がある！

ポイント3 農業經營の状況に応じて保険料を増額し、節税額をアップ！

田原市農業委員会の視察を受入  
もつて視察をしていただきました。

ここ2年程コロナのため視察受入がありませんでしたが、7月21日、田原市農業委員会の皆様が視察に来られました。田原市は平野部の大規模野菜栽培農業が特徴ですが、豊田市の中山間地域の問題に関心を

## 編集後記

■今年度より農業委員会事務局に異動となりました。5月には高岡地区で検討されるほ場整備事業の検討委員会に参加し、農家の方々の生ご意見を伺いました。また、8月には農地利用最適化業務の一環として、中山間地域にある再生困難農地の現地調査を行いました。コロナ禍で思うように実施できないこともありますが、そういうふた現場に出る機会を大切にし、業務に活かしていくたいと思います。

(事務局 杉本一浩)

■推進委員による遊休農地の現地調査や発生防止のため戸別訪問を実施しています。また、農業委員会事務局からは、遊休農地の利用意向調査の文書発送も行っています。

■山林化した農地の調査を行っています。調査の結果、再生困難農地と判定した農地所有者の方に非農地通知書を発送しています。受け取られた方は、名古屋法務局豊田支局で地目変更の手続きをお願いします。

## 非農地通知を発送しています



▲渋谷公会堂で約1,200人が参加して、3年ぶりに開催されました。関係国会議員も多数参加。

■5月31日、東京で全国の農業委員会会長が一堂に会し、農地利用最適化の取組みを強化するための政策提案等を採択しまし

全国農業委員会会長大会への参加

## PICK UP! 農業委員会 行事

た。閉会後は、県別に地元選出国議員への要望と意見交換会を行いました。翌6月1日、参加した愛知県内の会長は、都市農地活用の研修を東京都内で受講しました。



▲農業委員の杉田雅子さん、押井営農組合代表の鈴木辰吉さんに、山間部活性化の講演をしてもらいました。

## 審議概要紹介 農業委員会総会



■農業委員会では、毎月開催の農業委員会総会において転用案件等を審議します。令和4年4月から8月までの調整区域内転用件数は、第4条（地主が農地以外に利用）が6件で、面積は約2千m<sup>2</sup>、第5条（地主以外が農地以外に利用）が95件で、面積は約9万2千m<sup>2</sup>でした。届出制の、市街化区域内転用は、第4条が27件、約4万3千m<sup>2</sup>、第5条が81件、約19万3千m<sup>2</sup>でした。また、農地等を農地として売買や貸し借りする第3条の件数は、41件で、面積は約5万8千m<sup>2</sup>でした。その他、生産緑地の主たる従事者証明3件や相続税の納税猶予に関する適格者証明9件等を審議しました。

■また、同年4月から8月までの農用地利用集積計画の決定は、約47万m<sup>2</sup>でした。内、中間管理機構への決定は、約10万8千m<sup>2</sup>でした。